

第3期京都文化芸術都市創生計画策定補助業務仕様書

1 業務の目的

本市では、平成17年度に、その後10年間の文化芸術振興のための計画である「京都文化芸術都市創生計画」を策定し、平成27年度には第2期計画（以下「現計画」）を策定した。

現計画の計画期間が令和8（2026）年度末で終了することから、令和8（2026）年度中に第3期京都文化芸術都市創生計画（以下「次期計画」）を策定する。

本業務は、次期計画の策定に向けた提案、京都文化芸術都市創生審議会・政策部会（以下「政策部会」）の運営補助等を実施するものである。

2 業務内容

(1) 政策部会の運営補助

次期計画の策定に当たり、有識者から構成される政策部会（委員数6名）を令和8年中に3回程度開催する予定であり、それらの運営補助を行うこと。

- ・開催に係る日程調整（出欠確認、現地参加／オンライン参加の別の確認等）
- ・議事録の作成及び論点整理（写真撮影含む）
- ・委員への報酬・旅費（詳細後述）の支払い
- ・会議資料作成の補助

<委員への報酬等について>

委員報酬等の支払額は次のとおりとし、各会議の終了後、会議毎に、遅滞なく各委員へ支払うこと。なお、源泉所得税相当額は別途支払うこと。

【委員報酬】

委員一人当たり 10,000円/回

【旅費】

各委員が会議参加のために負担した交通費及び宿泊費については、京都市報酬及び費用弁償条例第5条の規定に基づき、会議毎に、原則、実費相当を支給すること。ただし、本件会議と併せて他の出張等を行う場合で、他の団体等からも一部交通費が支給される場合等は、別途協議のうえ支給額を決定すること。

(2) 次期計画の策定に係る提案・調査業務

次期計画の策定に係る調査実施や資料作成、具体的施策の提案等を行うこと。

ア 京都市の文化芸術に係る調査等の実施

次期計画策定に資する調査等の実施及びレポートの作成

1件は提案に基づき、協議のうえ実施。もう1件は若手芸術家等の支援に係る施策について、3～4名へのヒアリング調査を想定。

イ 次期計画冊子の作成

政策部会等での議論の内容を整理し、本市等と協議しながら内容を冊子にまとめること。

また、表紙本文等のデザイン・レイアウト及び編集も行うこと。デザイン・レイアウトは、計

画の内容を分かりやすい形で市民と共有できるものであること。

ただし、デザイナー等の選定にあたっては、本市の意見を徴収すること。

なお、作成部数や判型等については、「3 成果物」を参照。

(3) パブリック・コメントに係る補助事業

ア パブリック・コメント資料の作成

パブリック・コメント実施に必要な資料を作成すること。

なお、作成部数や判型等については、「3 成果物」を参照。

イ 意見の取りまとめ

パブリック・コメント実施に係る意見を集約し、内容をまとめ、計画案への反映を検討すること。

ウ その他

パブリック・コメント実施に係る資料を配布すること。

3 成果物

本市に納品する成果物は、以下のとおりとする。

以下の部数はあくまでも現時点の案であり、詳細については、別途発注者が指示する。ただし、部数については以下の数量を上限とする。

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 計画冊子 (A4 約 40 頁無線綴じ 表紙：カラー、本文：白黒) | 500 部 |
| (2) パブリック・コメントに係る資料 (A4 両面 カラー) | 2,000 部 |
| (3) 本業務で取得又は作成した資料 | 一式 |
| (4) 上記(1)～(3)に関する電子データ | 一式 |

4 委託料

委託料は、調査・資料作成をはじめ、委員報酬等の支給、成果物の印刷費、その他通信運搬費等に係る一式を契約金額に含み以下とする。

委託料上限：金 3,500,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 スケジュール (予定)

- | | | | |
|---------------|-------|------------|----------------|
| 令和 8 (2026) 年 | 7 月頃 | 第 2 回政策部会 | …次期計画の方向性の議論 等 |
| | 9 月頃 | 第 3 回政策部会 | …次期計画素案の審議 等 |
| | 11 月頃 | パブリック・コメント | |
| | 12 月頃 | 第 4 回政策部会 | …次期計画最終案の審議 等 |
| 令和 9 (2027) 年 | 3 月頃 | 次期計画策定・公表 | |

6 その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、着手前に本市職員と十分協議したうえで、その指示に従うこととし、

円滑な業務遂行に努めること。

- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は、本市の定めるものとする。
- (7) 本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で、電子データ等は速やかに抹消すること